

国民健康保険税(料)水準の統一について

1 国民健康保険運営方針(中間見直し版)における保険税(料)水準の統一について

- 山形県国民健康保険運営方針（中間見直し版）
第3章 8 保険税(料)水準の統一に向けた議論

将来的な保険税(料)水準の統一を視野に、本方針に定める医療費適正化や収納率向上の取組みを一層推進するとともに、本県における統一の範囲、目標年次、前提条件等の具体的な事項について、県と市町村による議論を深め、次期運営方針に議論の結果を反映する。

- ⇒ 令和3年度から、「保険税(料)水準の統一」について県と市町村の担当者と協議するため、県と各地域を代表する9つの市町村とで構成する財政運営安定化部会を新たに設置し、議論を開始した。

2 国民健康保険法の改正について

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」第6条の規定による国民健康保険法の改正



都道府県国民健康保険運営方針の必須記載事項として「保険料水準の平準化に関する事項」が追加（令和6年4月1日施行）

- ⇒ 保険税(料)水準の統一が、実質的に法律上義務付けされることとなった。

3 市町村との協議経過(令和3～4年度)

日時	会議名等	備考
令和3年5月	第1回財政運営安定化部会	
7月	第2回財政運営安定化部会	
9月	第3回財政運営安定化部会	
11月	国民健康保険連絡調整会議*	*県内全市町村の課長級会議
令和4年1月	第4回財政運営安定化部会	
7月	第1回財政運営安定化部会	
	国民健康保険連絡調整会議（書面開催）	
11月	国民健康保険連絡調整会議	
	各市町村長あてに「保険税(料)水準の統一」に係る意向の確認（文書）	（現在取りまとめ中）
令和5年2月	第2回財政運営安定化部会	（開催調整中）

4 市町村との調整状況

(1) 財政運営安定化部会にて合意した事項

○ 本県における保険税(料)水準統一の理念

保険税(料)水準を統一し、将来予想される保険税(料)負担の上昇を平準化することで、県内市町村における国保財政運営の安定化を図り、本県の国民健康保険制度を将来にわたって持続可能なものとすることを目指す。

○ 保険税(料)水準の統一の定義

当面の間「納付金ベースの統一」を目指すこととし、「税率の完全統一」については将来的な検討課題とする。

○ 保険税(料)水準の統一の目標時期

次期運営方針の対象期間終期である令和 11 年度までに「納付金ベースの統一」を実現することとし、令和 7 年度から令和 11 年度にかけて段階的に医療費指数反映係数 α を 0 に近づけていく。

(2) 今後協議していく事項

○ 保険税(料)水準の統一にあたっての前提条件

現状において、本県内の医療費水準（年齢調整後）の格差が全国的に見ても小さいこと等を鑑み、今後も国保運営方針やデータヘルス計画等に基づく取組みを着実に進め、継続的に医療費水準等の格差解消に努めることを前提として保険税(料)水準の統一を進めていくこととする。

⇒ 令和 4 年 11 月に、各市町村長あてに「保険税(料)水準の統一」に係る意向確認を文書で行っており、現在集約中。

5 次期「国民健康保険運営方針」策定に向けた今後のスケジュール(見込み)

- 令和 5 年(随時) 市町村との協議・調整
(財政安定化部会・国保連絡調整会議等の開催)
- 10 月下旬 「第 1 回県国保運営協議会」開催
～次期国保運営方針案を諮問～
- 12 月下旬 「第 2 回県国保運営協議会」開催
～次期国保運営方針案を審議～
- 令和 6 年 1 月上旬 市町村への意見照会（次期国保運営方針案）
パブリックコメント実施（次期国保運営方針案）
- 2 月上旬 「第 3 回県国保運営協議会」開催
～次期国保運営方針案の答申～
- 3 月中旬 次期国保運営方針の決定